

## 後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案の概要

### 第1 改正の背景

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）において押印を求めている手続について、押印を不要とする改正を行う。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

### 第2 改正の内容

後見登記等に関する省令において、押印を求めている次の手続の規定について、押印を不要とする改正を行う。

後見登記等の登記事項証明書等の交付請求（第17条第2項）

### 第3 今後のスケジュール（予定）

公布：令和3年2月

施行：令和3年3月1日